

倉吉市の対応

倉吉市青少年問題対策協議会

定常的な
連携

- ・学識経験を有する者
- ・青少年育成に関わる者
- ・関係行政機関の長又は職員
- ・市立小学校及び市立中学校の長

事務局：
教育委員会事務局

倉吉市いじめ問題調査委員会

重大事態
への対応

法28条必置組織とし、法第28条第1項の調査に関することを調査

- 委員の想定
- ・弁護士 ・精神科医 ・児童福祉司
 - ・臨床心理士 ・元教育関係者等

事務局：
教育委員会事務局

連携

調査依頼
(重大事態)

報告

倉吉市教育委員会

法30条1項 報告義務
(重大事態)

支援

学校

いじめ防止等の対策のための組織 (法22条)

- ・必要に応じて外部人材を加えて構成

協力依頼

支援

関係機関・関係団体等

- (例) スクールカウンセラー
SSWr、PTA、スクールサポーター
青少年健全育成組織
人権擁護委員、地域学校委員会
民生委員・児童委員 等

法30条1項 報告義務
(重大事態)

教育委員会

倉吉市

事務局：企画振興部（人権政策課）

法30条2項
調査依頼（重大事態）

報告

(再調査) 附属機関

- ・いじめ問題検証委員会
- 条例第13条 5人以内で組織

- 委員の想定
- ・弁護士
 - ・精神科医
 - ・児童福祉司
 - ・臨床心理士
 - ・元教育関係者等

法30条3項
再調査報告義務
(重大事態)

議会

【いじめ防止対策推進法第28条】

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「**重大事態**」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

市長部局